

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う、ひとり親家庭を支援するため、給付金を支給します。

基本給付（児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付）

● 給付金の対象となる方

- 1：令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- 2(1)：公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（児童扶養手当の認定あり）
- 2(2)：公的年金等受給により児童扶養手当の支給が停止となることが想定される方（児童扶養手当の認定なし）
- 3：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

● 給付額

1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

追加給付（新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少している方への給付）

● 給付金の対象となる方

基本給付金対象の「1：令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方」及び「2(1)及び(2)：公的年金給付等受給者」のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているとの申し出があった者

● 給付額

1世帯**5万円**

給付金の申請について

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（1：に該当する方）

- ▶ 基本給付1：の方は申請不要です
- ▶ 8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ▶ 給付金を拒否する方のみ、期日までに届出書を提出していただきます。
- ▶ 追加給付は申請が必要です。7月下旬に申請書を送付する予定ですので、該当する方は現況届にあわせて提出をお願いいたします。

それ以外の方（2(1)：(2)：及び3：に該当する方）

- ▶ 基本給付・追加給付ともに申請が必要です。
- ▶ **2(1)：に該当する方**は、7月下旬に申請書を送付する予定です。
- ▶ **3：に該当する方**のうち、児童扶養手当受給者で全部停止の方は、申請書を7月下旬に送付する予定です。収入が減少したことの分かる書類とあわせて、提出をお願いいたします。
- ▶ **2(2)：及び3：に該当する方**のうち、児童扶養手当の申請をしていない方は、申請書を陸前高田市役所ホームページからダウンロードするか、子ども未来課で配布します。